

京都市告示第221号

身体障害者福祉法第15条第1項に規定する医師の診療障害区分を次のとおり追加しました。

令和4年7月1日

京都市長 門川大作

医師名	診療場所	診療科目	障害区分	追加する障害区分
鈴木 理恵	(福) 聖マリア会 聖マリア医療福祉センター	小児科	肢体、心臓、呼吸器	音声・言語、そしやく
西村 康裕	(医) 社団洛和会 洛和会丸太町病院	救急・総合診療科	音声・言語、肢体、心臓、腎臓、ぼうこう・直腸、小腸、肝臓	呼吸器
大内 一孝	京都府立医科大学附属病院	小児科	肢体	心臓、腎臓、呼吸器、ぼうこう・直腸、小腸、肝臓
福田 俊一	(独) 国立病院機構 京都医療センター	脳神経外科	肢体	視覚*、聴覚*、平衡、音声・言語

*障害区分の視覚又は聴覚については、診療科目が眼科又は耳鼻咽喉科以外の場合、腫瘍や神経疾患等による視力喪失者又は聴力喪失者の診断に限る。

(地域リハビリテーション推進センター企画課)